

労働環境報告書（工事請負契約用）

件名
所在地
名称
代表者肩書・氏名

担当者氏名	連絡先電話
-------	-------

全従業員数	正社員	名	パート・アルバイト	名	その他	名
本件業務従事者数	正社員	名	パート・アルバイト	名	その他	名

該当欄に をつけてください（「いいえ」の場合は、早急な改善措置を求めます。）。

1 就業規則	はい	いいえ
(1) 常時10人以上の従業員を使用している場合、就業規則を作成していますか。		
(2) 就業規則を作成又は変更した場合、労働基準監督署に提出していますか。		
(3) 就業規則の周知を全従業員に行っていますか。		
2 労働時間、時間外及び休日の労働		
(1) 従業員の労働時間を把握し、記録していますか。		
(2) 時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結していますか。		
(3) 36協定を締結している場合、労働基準監督署に提出していますか。		
(4) 休憩時間、休日及び休暇について法律を遵守し運用していますか。		
3 安全衛生		
従業員に対し、雇用時及び1年に1回、医師の健康診断を行っていますか。		
4 賃金		
(1) 法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。		
(2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金を支払っていますか。		
(3) 最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を従業員に支払っていますか。		
(4) 本件業務に従事する従業員で最も低い賃金単価はいくらですか。	下記に金額を記入	
最も低い賃金単価 : 1日 円（職種： ） 会社名（下請等を含む。）：		
5 保険加入		
社会保険及び労働保険の手続きを適正に行っていますか。		

「いいえ」の場合、設問番号と理由を記入してください。

設問番号	理由
(例) 1(1)	常時使用する従業員が10人未満のため。

【記入にあたっての注意事項】

1 対象

報告書の記入の対象は、原則として全従業員（会社）とします。
ただし、4（4）に記入する賃金単価については、本件に主として従事する従業員のみ（下請や孫請等を含む）とし、公共工事設計労務単価で区分される51職種に当たるものを対象とします。

職 種 一 覧 表

01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導員B

職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

本件に主として従事する従業員は、雇用形態を問わないものとし、会社役員、事務職員、現場代理人、監理技術者、主任技術者等は含まないものとします。

2 最低労働賃金単価

労働賃金単価を1日あたりで計算し、その額と職種を記入してください。
職種は、該当するものを上記「職種一覧表」から選んで記入してください。

（計算方法）

（1）時間給の場合・・・時間給×所定労働時間8時間

（2）日給の場合・・・日給を記入

（3）月給の場合・・・以下により算出した額を、会社所定の1月の労働日数で割り、

1日単位に換算して記入

基本給相当額 + 基準内手当 + 臨時の給与 + 実物給与

	内容
基本給相当額	
基準内手当	通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当
臨時の給与	賞与等
実物給与	食事の支給等

（記入例）

最も低い賃金単価 : 1日 15,000円（職種：普通作業員）
会社名（下請を含む。）：株式会社